

## 営繕工事における週休 2 日適用工事の実施について

## 1 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

## 2 積算方法等

## (1) 補正方法

建設業全体で週休 2 日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4 週 8 休以上の現場閉所による週休 2 日の取得を目指しつつも、週休 2 日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望型においては、4 週 6 休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととする。

週休 2 日適用工事において、以下の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 4 週 8 休以上（現場閉所 率 28.5%（8 日 / 28 日）以上） 1. 0 5
- ② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所 率 25%（7 日 / 28 日）以上 28.5% 未満） 1. 0 3
- ③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満（現場閉所 率 21.4%（6 日 / 28 日）以上 25% 未満） 1. 0 1

## (2) 積算及び変更方法

## ① 発注者指定型

4 週 8 休以上を前提に（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出しています。現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4 週 6 休以上あっても、（1）②及び③の補正は考慮しない。

## ② 受注者希望型

4 週 8 休以上を前提に（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出しています。現場閉所の状況を確認後、4 週 8 休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を（1）②又は③に変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。また、4 週 6 休に満たないもの及び工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休 2 日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。